

中野三丁目土地区画整理事業区域内の自転車駐車場について

中野三丁目土地区画整理事業区域内の自転車駐車場の整備・運営方法の検討状況について報告する。

1 自転車駐車場の整備・運営方法の検討状況について

中野三丁目に新たに設置する自転車駐車場については、拠点施設外にて整備することとした。このため、地区計画等の各種計画で、拠点施設に自転車駐車場を整備との記載があることから、変更手続きを行っていく。また、管理運営手法について、別紙のとおり複数案による比較を行った結果、区としては民間の資金と経営能力・技術力等を活用した整備・運営が総合的に優位な手法であると判断する。

一方、自転車駐車場のみの整備・運営は民間事業としての採算性が低いことから、多くの実績を有する事業者は公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「整備センター」という。）のみとなるため、今後は整備センターと協議・調整を行い、必要となる手続を進める。

2 今後の予定について

年 月	自転車駐車場
令和6年12月	事業要請（区→整備センター）
令和7年 4月	整備センターとの協定締結
7月頃	用地購入、土地貸借契約
12月頃	都市計画審議会（地区計画等）
令和8年12月頃	開設予定

前提条件 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ■収容台数約 500 台以上 ■敷地面積約 620 m² ■建ぺい率 60% 容積率 200% ■用途地域 第一種中高層住居専用地域 ■建築基準法上の制限 <p>第一種中高層住居専用地域内に建築可能な建築物に該当しないため、公聴会を行い建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁による特例許可が必要(※第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■建物想定：地上 2 階 ※自転車の大型化に伴い平置き駐輪スペースを最大限確保 ■概算整備費：約 3 億円
--------------	--	---

運営方法		A案 委託	B案 指定管理	C案 民間活用	
概要		<ul style="list-style-type: none"> ・設計、整備：区 ・運営：委託事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、整備：区 ・運営：指定管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、整備、運営：事業者 ※区の用地を貸借契約(無償) 	
利便性	利用料の設定	条例の規定により設定		民間事業として利用料金を設定	
	時間利用の有無	条例上不可		対応可能(短時間無料等の対応も可)	
	定期利用料免除	可能		可能(協定等の条件による)	
	交通系 IC の活用	現状不可	可能 ※但し、公募時の提案による	可能	
	サービスの柔軟性	低い	比較的高い	高い 施設運営者の判断で対応可能	
	評価		△	△	○
費用面	初期費用	整備費用	区が負担		区と事業者で負担 ※負担割合は整備費、運営費の試算により定まる
	運営費用	経常費用	区が負担	指定管理者が負担 (区は指定管理料を負担)	事業者が負担
		歳入(利用料)	区に帰属	指定管理者に帰属	事業者に帰属
	評価		△	△	◎